

ID: 115

担当部署: 保健課

処分の概要	医療費の返還		
例規名 根拠条項	八頭町障害者等医療費助成条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第109号		
<p>【根拠条文】 (医療費の返還) 第8条 町長は、受給資格者等が偽りその他不正の行為によって医療費の助成を受けたことが判明したときは、その者から既に助成した医療費の全額を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日